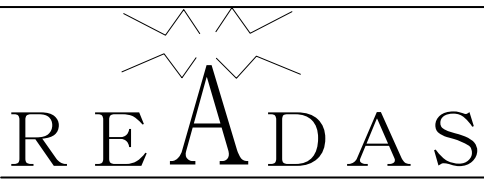


第 5716 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月23日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人型確定拠出年金のメリット

Q：個人型確定拠出年金には、税制上のメリットがあるそうですが、どのようなメリットがあるのですか？

A：次のようなメリットがあります。

【解説】

個人型確定拠出年金には、次のような税制面での優遇措置があります。

①毎月の掛金

掛金は、全額所得控除となりますので、所得税や住民税が減税になります。

掛金が多いほど、また所得が高いほど節税効果は大きくなります。

給与所得者の人は、年末調整で所得控除の手続きが終わります。

②運用時

運用で得られた利子や配当、譲渡益は通常であれば課税されますが、個人型確定拠出年金の運用で得たこれらの収益については全額非課税とされています。

③給付金受取時

給付金は年金か一時金で受け取ることができますが、給付金によって次のようなメリットがあります。

- ・老齢給付金(年金)・・・雑所得となり、公的年金控除の対象となる
- ・老齢給付金(一時金)・・・退職所得となり、退職所得控除が差し引かれる
- ・死亡一時金・・・相続税の対象となるが、退職手当金等となり、法定相続人1人あたり500万円まで非課税となる
- ・障害給付金・・・非課税となる

